

セナ里山BASE 会則

令和4年の台風により、梶原山は大規模な土砂崩れに見舞われ、3年かけて、親戚とともに整備してきた夏みかん畑や小屋や道路が一夜にして失われました。そんな絶望の中、エノキは倒れることなく立ち続けました。そのエノキを中心に有志と共にこの山を少しずつ取り戻す活動を続ける中で「ここを豊かで活気のある山にし、人々が笑顔で集えるような場所にしたい」という思いから本会を設立します。

第1条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

「セナ里山BASE」

第2条（会の目的）

本会は、静岡県静岡市の瀬名地区において、「自然との触れ合いを純粋に楽しみ、山を守り育てる活動を通して、山を未来につなぎ、世代を超えて、人と人が笑顔で交流できる場所づくり」を活動の目的とする。

第3条（事業内容）

本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ・竹林および葛等が繁茂した土地の保全・整備活動
- ・伐採した竹等の資源を有効活用した拠点整備および、会のシンボルとなるツリーハウスの設置と維持管理
- ・豊かな自然の中で、鳥や虫・草木と触れ合い、季節を感じながら、収穫体験やものづくり体験を通して、豊かな心を育む活動
- ・竹チップ・竹炭などを有効活用した大地の環境改善を広める活動
- ・土砂災害の記録を保存・伝承し、地域の防災意識を高める活動
- ・その他、本会の目的達成に必要な事項

第4条（事務局）

この会の事務局は静岡県静岡市に置く。

第5条（会員）

本会の目的に賛同する個人又は団体を会員とする。

- 2 会員の種別は次のとおりとする。
 - (1) 正会員
 - (2) ファミリー会員

- (3) 団体会員
- (4) 賛助会員
- 3 入会及び退会は自由とし、退会する場合は代表に申し出るものとする。
- 4 正会員、ファミリー会員及び団体会員は総会における議決権を有する。
- 5 賛助会員は総会における議決権を持たない。

第6条 (役員)

この会に以下の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 会計監査 1名
 - (5) 運営委員 数名
- 2 役員は総会において選任する。
 - 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 4 代表は本会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
 - 6 会計は本会の会計事務を担当する。
 - 7 会計監査は会計及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第7条 (総会および会議)

総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は代表が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上から請求があった場合に開催する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び決算の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他重要事項
- 5 総会は議決権を有する会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 6 議事は出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第8条 (運営会議)

本会の運営に必要な事項を協議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は代表が招集する。

第9条 (会費)

会費は以下のとおりとする。

正会員	年間	3,000円
ファミリー会員	年間	5,000円
団体会員	年間	8,000円
賛助会員	1口	5,000円（企業）
	1口	1,000円（個人）

2 年度途中の退会は、代表への連絡を以て退会とする。会費は返却しない。

第10条（会計）

本会の経費は、会費、寄附金、助成金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条（解散）

本会を解散する場合は、総会において出席した議決権を有する会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

- 1 この規約は2026（令和8）年6月6日から適用する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、2026年6月6日から2027年3月31日までとする。